

定年前早期退職に係る募集実施要項

平成 25 年 1 月 7 日

名古屋高等検察庁検事長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

名古屋高等検察庁及び同高等検察庁管内の検察庁に勤務する職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（二）4 級以上の者で、平成 26 年 3 月 31 日において「55 歳以上」かつ「勤続年数 35 年以上」のもの

※ 次に該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員、法律により任期を定めて採用される職員
- (3) 平成 26 年 3 月 31 日までに定年に達する職員
- (4) 国家公務員法第 82 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

2 名

3 募集の期間（約 2 週間）

平成 25 年 1 月 11 日（月）午前 11 時から同月 22 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期日

平成 26 年 3 月 31 日（月）

※ 認定後に生じた事情に鑑み、当該認定応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあります。

5 応募の手続

- (1) 応募申請者は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛て電子データ又は郵送により直接提出する。
- (2) 選定後、応募申請者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、本年12月下旬頃までに通知する予定である。

※ 応募申請者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募申請者が応募をした後、国家公務員法第82条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募申請者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募申請者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先（受付担当）

名古屋高等検察庁事務局人事課 [REDACTED]

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1

電 話：

E-Mail